

よく見 よく聞き よく考えて

いかそう不在者投票

不在者投票のあらまし

悔いのない一票を

四月二十日は向日町長選挙の投票日ですが、この日にもやむを得ない事由などで、どうしても投票所に行つて投票ができない人のため「投票日の前投票できる不在者投票」の制度があります。

本年二月公職選挙法が一部改正され、不在者投票の手続きが簡便

になりました。

改正されたのは、「これまで不在者投票事由証明書の提出により投票を始めたのが簡便化され、不在者投票事由証明書は不要となりました。

これにより、選挙資格者が自ら事由を申立て、その申立てが真正であることを要する誓書に調印し、提出して投票用紙をの請求をすることができるようになりました。

また、妊娠婦おもに身体障害者

が不在者投票をするときは、身障者手帳または母子手帳を提示しなくてよいこととなりました。不在者投票ができる場合は、つきのとおりです。

(1)職務に従事するところが、選舉人名簿に登録されている向日町の区外である場合

(2)やむを得ない用務や事故のため選舉人名簿に登録されている向日町からはなれている場合(たとえば、出張、冠婚葬祭のため遠くへ行ったり)

自病気、負傷、妊娠、老衰、不具などで歩くことが著しく困難な場合(この場合は、不在者投票指定病院などに入院している人に限ります。指定病院などとは、向日町選挙管理委員会が不在者投票事務を取扱う病院として指定したもののです)

不在者投票の手続きは

◎選挙人名簿に登録されているとき◎

選
挙
人

はんこをもって向日町選挙管理委員会へいってやむをえない事情を宣誓し投票してください。
(宣誓用紙は選管にあります)

向日町
選挙管理委員会

立候補予定者事務打合せ会を開催

つきの日時・場所において、立候補予定者事務打合せ会を開催します。

記
〔日時〕 4月14日(水)午後1時～4時
〔場所〕 向日町役場 第1会議室(3階)
なお、お問合せは向日町選挙管理委員会(役場総務課)まで。電話(931)1111番

立会演説会ご案内

下記の日時・場所において立会演説会が開かれます。みなさんの多数のご来場をお待ちしています。

月	日	曜	時	間	会	場
4	22	木	午後	7時30分	向陽小学校	講堂
4	23	金	午後	7時30分	寺戸公民館	

選挙人名簿を観察
立候補予定者事務打合せ会を開催しますから、名簿にのっているからうかを、いちおうたしかめぐさ。

〔期間〕 四月十五日～十九日
〔時間〕 午前8時半～午後5時
〔土・日曜日を含む〕
〔場所〕 投票場所
(三階会議室)